

報道発表資料

2013年10月31日発表

指定薬物を含む違法ドラッグの発見について

県では、違法ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するために、県内で販売されている製品の買上げ調査を行っています。

今般、平成25年9月に本県が買上げ調査を行った下記製品から、指定薬物が検出されたため、販売業者に対して当該製品の販売中止及び自主回収の指導等の対応を行いましたのでお知らせします。

なお、現在のところ、県内で当該製品による健康被害発生の情報はありません。

1 製品の概要(製品表示等)

- 商品名 : GOLD Emperor
- 性状 : 植物片
- 内容量 : 3g
- 製造(輸入)者 : 記載なし
- 販売店舗 : フォーサイド(宇都宮市江野町7-4)
- 購入方法 : 店頭にて直接購入

【商品写真】



2 検出した指定薬物

3 試験検査機関

栃木県保健環境センター

4 違反の事実及び適用条文

薬事法第2条第14項で定める指定薬物を含有する違法ドラッグを販売したことは、同法第76条の4（販売、授与、販売又は授与を目的とする貯蔵若しくは陳列等の禁止）の規定に違反する。

5 本県の対応

平成25年10月30日、販売業者に対して薬事法に基づく立入検査を実施し、当該製品の販売中止及び自主回収等を指導しました。

また、県ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等の注意喚起を行います。

6 県民の皆様へ

当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

「合法ドラッグ」「合法ハーブ」「脱法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されている違法ドラッグは、どのような物質が含まれているか不明であり、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く大変危険です。また、違法ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を起こす場合がありますので、絶対に使用（摂取）しないでください。

7 参考

(1) 違法ドラッグ

違法ドラッグとは、法律的な定義はありませんが、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されている製品のことをいいます。また、規制を逃れるため、本来の使用目的を隠し、お香、ハーブ、ビデオクリーナー、芳香剤、植物肥料、試験検査用試薬などを装い販売されています。

(2) 指定薬物

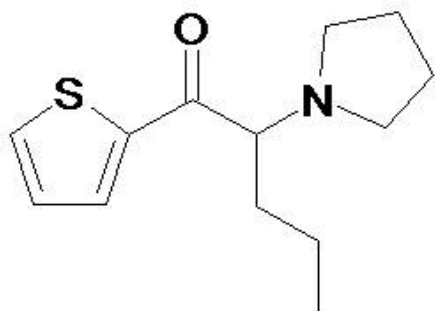
指定薬物とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚作用を有する可能性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいいます。平成25年10月21日現在、888物質が指定されています。

(3)a-PVT（平成25年4月30日指定薬物に指定、平成25年5月30日から規制）

化学名：2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ペンタン-1-オン

国内で麻薬として規制されているa-PVPと類似の化学構造を持つ物質であり、これらと類似の作用（覚醒剤と似た中枢興奮作用）をもつ可能性が高く、摂取すると健康被害が発生するおそれがあります。

構造式



このページに関するお問い合わせ

薬務課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館5階

電話番号:028-623-3119

ファックス番号:028-623-3121

Email:yakumu@pref.tochigi.lg.jp

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁代表受付電話番号:028-623-2323

All Rights Reserved, Copyright© Tochigi Prefecture

各ページに掲載の写真・音声・CG及び記事の無断転載を禁じます。